

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200302号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200067号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年11月29日、喪失年月日を平成15年2月14日に訂正し、平成14年11月から平成15年1月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成14年11月29日から平成15年2月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年1月1日から平成16年3月1日まで
② 平成16年3月1日から平成20年3月31日まで

請求期間①及び②について、それぞれ具体的な勤務期間は覚えていないが、いずれも1年以内の短期間において、請求期間①ではA社の派遣社員として、請求期間②ではC社D支店のアルバイトとして勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、請求期間①及び②に係る加入記録はないが、厚生年金保険料が控除されていたはずである。雇用保険被保険者証及びC社の職員証を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成14年11月29日から平成15年2月14日までの期間について、B社から提出された平成15年度賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及び給与個人情報照会(1)(以下「給与個人情報」という。)並びに請求者の雇用保険の加入記録から、請求者が当該期間において、A社に勤務しており、同社から給与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、賃金台帳によると、請求者は、請求期間①のうち平成14年11月29日から平成15年2月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成14年11月29日、喪失年月日は平成15年2月14日であると認められ、当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び日本年金機構の回答から18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間①のうち平成13年1月1日から平成14年11月29日までの期間及び平成15年2月14日から平成16年3月1日までの期間について、給与個人情報には、入社年月日が平成14年11月29日、退職年月日が平成15年2月13日と記載されていることから、請求者のA社における当該期間に係る勤務を確認することができない。

このほか、請求期間①のうち平成13年1月1日から平成14年11月29日までの期間及び平成15年2月14日から平成16年3月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①のうち平成13年1月1日から平成14年11月29日までの期間及び平成15年2月14日から平成16年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間②のうち平成16年3月1日から平成19年10月1日までの期間について、請求者から提出されたC社が発行したD支店に係る職員証により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D支店の後継事業所であるE社F支店の事業主は、請求期間当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、不明と回答している。

また、オンライン記録により、請求期間②のうち平成16年3月1日からD支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成19年10月1日までの全期間に、同支店において被保険者記録が確認できる同僚26人に照会したところ、回答があった5人は、いずれも請求者を記憶していない。

さらに、請求期間②のうち平成19年10月1日から平成20年3月31日までの期間について、上述の同僚26人は、平成19年10月1日にE社のグループ会社の複数の厚生年金保険の適用事業所において、それぞれ被保険者資格を取得していることが確認できるものの、請求者は、D支店における勤務実態が確認できない上、雇用保険の加入記録もないことから、当該期間に勤務していたことを認めることができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。